香川県広域水道企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。 平成31年3月29日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第3号

香川県広域水道企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団建設工事執行規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第33条の算式中
$$\left[\frac{108}{100}\right]$$
 を $\left[\frac{110}{100}\right]$ に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項の規定の適用がある場合を除き、改正後の香川県広域水道企業団建設工事執行規程(以下「新規程」という。)第33条の規定は、施行日以後に行う 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号。次項において「改正法」 という。)附則第15条に規定する資産の譲渡等に係る請負代金額の変更について適用する。
- 3 改正法附則第16条第1項において読み替えて準用する改正法附則第5条第3項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る請負代金額の変更については、新規程第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成31年4月1日から同年9月30日までの間に請負代金額の変更をするときは、当該変更に係る新規程第33条の規定の適用については、当該変更は施行日においてしたものとみなす。